

令和6(2024)年度包括外部監査結果に基づく措置状況等

債権管理に係る事務の執行について

章	節	事業名	項目	分類	監査結果(要旨)	指摘事項の措置状況及び意見の回答	所属
第1章 経営管理部	第1節 税務課	4 県税事務 所共通事項	ア 法人二税の キャッシュレ ス決済の促進	意見	紙の納付書による法人二税の納付は、必要事項の記載漏れがあると県税事務所で申告書と納付書の突合を行うなど、事務作業に多くの時間が割かれる。 近年では紙の納付書の使用は減少しているものの依然として作業量が多い。 業務の効率化と行政コストの抑制のため、法人二税のキャッシュレス決済を促進することが望ましい。	キャッシュレス納付の利用促進に向けた具体的な取組として、従来より法人二税の納付書を送付する際に、キャッシュレス納付に関する案内チラシを同封し、納税者への周知を図っている。これにより、引き続き納付手段の選択肢を広げ、利便性の向上と事務負担の軽減を目指していく。	税務課
第1章 経営管理部	第1節 税務課	4 県税事務 所共通事項	イ 外国人納税 者への対応に ついて	意見	外国人労働者の増加に伴い、外国人滞納者も増加傾向にある。税務課や各県税事務所では多言語対応で納税を周知し成果を上げているが、現場の自主努力には限界がある。 今後は外部専門家との連携や県税事務所間での事例共有などにより対応の効率化と効果向上を図られたい。	定期的に開催されている税務課と各県税事務所との会議において、各県税事務所の取組状況や対応事例を情報共有し、効果的な対応手法の横展開を図っている。さらに、こうした場を活用し、対応の効率化と効果向上に努めていくほか、関係機関との連携も図っていく。	税務課
第1章 経営管理部	第1節 税務課	4 県税事務 所共通事項	ウ 徴収ノウハ ウの共有	意見	県税の徴収率が高いのは、業務のマニュアル化や経験豊富な上席者による指導、実効性のある研修を実施しているほか、県税事務所間で切磋琢磨する環境が整っているためである。人事異動や自己研鑽の機会も配慮され、ノウハウが蓄積されている。 税務部門の手法を他部局にも共有すれば、県全体の債権管理の改善につながると考えられるため、積極的に共有されたい。	税務職員対象の折衝技術向上研修において、平成30年度より公法上の債権の徴収業務を担当している税外職員にも参加の機会を広げている。また、令和7年度より新設した財産調査研修においても税外職員を受け入れている。これらにより、徴収のノウハウや滞納者への折衝技術の共有が図られた。なお、今後も機会を捉え、知識や技術の共有を図っていく。	税務課
第1章 経営管理部	第1節 税務課	6 鹿沼県 税事務所	ア 債務者Aの 換価の猶予申 請書の記載内 容の確認につ いて	意見	国税の税務調査により多額の修正申告が発生したことに伴い、県においても個人事業税が随時賦課された。一括納付が困難のため換価の猶予申請が許可されたが、納付計画が守られなかったため解除となった。 本件申請書の記載に多数の不備が見られたことから、県は今後、申請内容をより慎重に確認、審査し、不整合がある場合は補正や却下を行うべきである。	これまで、申請内容の不備について、申請時点で申請書類に不整合がある場合には速やかに補正指導または却下の措置を講じてきたが、今後は申請書の記載内容や添付書の確認をより徹底し、必要に応じて申請者への聞き取りや帳簿等の確認を行うことで、制度の適正な運用を図っていく。	税務課
第1章 経営管理部	第1節 税務課	9 栃木県 税事務所	エ 債務者D～ Iの公売方法 の選択根拠の 保存について	意見	公売には事務所公売とインターネット公売があり、財産の種類等に応じて選択されるが、本件では事務所公売の選択根拠が文書に残されておらず、検証が困難であった。 今後は、公売方法の選択根拠を文書等で保存すべきである。	事務所公売・インターネット公売の選択において、財産の性質、対象者の状況、過去の実績等を踏まえた選定理由を文書で記録・保存することとした。これにより、判断の妥当性を確保するとともに、事例の蓄積によるノウハウの共有を図っていく。	税務課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果（要旨）	指摘事項の措置状況及び意見の回答	所属
第1章 経営管理部	第1節 税務課	10 大田原 県税事務所	エ 債務者Dの 公売における 不動産評価方 法の根拠の明 示について	意見	不動産取得税の滞納処分に伴う土地の公売で、職員が見積価額を算定したが、評価減の根拠が算出シートに記載されておらず、検証が困難だった。 今後は、貴重なノウハウ、判断過程を県税事務所内で引き継いでいくためにも、評価基準や通達の参照内容を算出資料に明示し、判断過程を記録・共有すべきである。	これまでも、見積価額の算定にあたり、取引事例比較法・収益還元法・原価法などの評価手法や、国税徴収法基本通達第98条関係に基づく「公売特殊性減価」等の考慮要素を明示し、評価基準や参照した通達・資料の内容を記録・保存していたが、今後は資料の適正な保存をより徹底していく。	税務課
第1章 経営管理部	第1節 税務課	10 大田原 県税事務所	オ 公売方法の 選択根拠の保 存について	意見	公売には事務所公売とインターネット公売があり、財産の種類等に応じて選択されるが、本件では事務所公売の選択根拠が文書に残されておらず、検証が困難であった。 今後は、公売方法の選択根拠を文書等で保存すべきである。	事務所公売・インターネット公売の選択において、財産の性質、対象者の状況、過去の実績等を踏まえた選定理由を文書で記録・保存することとした。これにより、判断の妥当性を確保するとともに、事例の蓄積によるノウハウの共有を図っていく。	税務課
第1章 経営管理部	第1節 税務課	11 安足県 税事務所	エ 債務者D～ Fの公売方法 の選択根拠の 保存について	意見	公売には事務所公売とインターネット公売があり、財産の種類等に応じて選択されるが、本件では事務所公売の選択根拠が文書に残されておらず、検証が困難であった。 今後は、公売方法の選択根拠を文書等で保存すべきである。	事務所公売・インターネット公売の選択において、財産の性質、対象者の状況、過去の実績等を踏まえた選定理由を文書で記録・保存することとした。これにより、判断の妥当性を確保するとともに、事例の蓄積によるノウハウの共有を図っていく。	税務課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保 護費返還金	ア 現年度分の 収入金額と収 入率について	意見	大口債務の発生により、現年度に発生した債権の収入率が年々低下している。 現年度の大口債務を発生させない施策と、大口債務への早期対応をする必要がある。	収入率はその年度に生じた大口債務の発生状況とその内容、即時回収の可否により大きく左右されるものと考えるが、今後とも大口案件を発生させない早期の収入把握と大口案件発生の際の早期対応に努めていく。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保 護費返還金	イ 延滞の発生 への対応につ いて	指摘事項	返済延滞が発生してから、電話催告が速やかになされず、債務者の現状把握もされていない事例が見受けられた。延滞発生9ヶ月後の年度末に督促状を送付しただけで、債権回収の実効性が上がっていない。 返済延滞が発生した時点で、電話催告や状況把握を速やかに行うべきである。	返済延滞が発生した時点で、電話催告と状況把握を速やかに実施するよう取扱いを統一した。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保 護費返還金	ウ 不正受給を 繰り返す者へ の対応につ いて	意見	生活保護の趣旨に反して収入を隠し生活保護費の不正受給を繰り返す者には、より強度のある対応をすべきである。	不正受給を繰り返す悪質性の高い事案については、弁護士や警察への相談を行い、告訴等手続も検討していく。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保 護費返還金	エ 債務者への 接触と状況把 握	指摘事項	生活保護対象者から外れ、職員の定期訪問を受けなくなった者について、毎年度末に督促状を送付しているものの、債務者の状況把握に至っていない。 催告書を郵送するだけでなく電話催告、臨戸訪問などを積極的に行い、債務者との確な接触と状況把握を行い、納付指導を行うべきである。	保護廃止等により職員の定期訪問を受けていない者に対する状況把握については、電話催告や臨戸訪問を速やかに実施するよう取扱いを統一した。	保健福祉課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果（要旨）	指摘事項の措置状況及び意見の回答	所属
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保護費返還金	オ 就労の支援と債権回収のバランス	意見	生活保護を受給中の債務者について、全所得の把握ができていない事例が見受けられた。 生活保護費を受給中の場合、正確な収入を把握することが必要であり、本人の全所得について誠実に回答が得られるよう、適切な指導が望まれる。	生活保護受給者に対しては、生活保護制度の趣旨を周知徹底し、正確な収入申告を行うよう適切に指導を行っていく。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保護費返還金	カ 債権回収について	指摘事項	生活保護対象者から外れ、職員の定期訪問を受けなくなった者について、個別接触をしておらず、債務者の状況把握に至っていない事例が見受けられた。 催告書を郵送するだけでなく、電話や訪問等による督促、債務者の状況把握が必要である。	保護廃止等により職員の定期訪問を受けていない者に対する状況把握については、電話催告や臨戸訪問を速やかに実施するよう取扱いを統一した。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保護費返還金	キ 返済計画の作成について	意見	生活保護受給中の者について、督促状を半年に一度程度郵送しているが、令和元年以降返済が滞っている事例が見受けられた。 長期滞納者については、債務者の生活状況等を把握し、早期に返済計画を立てるべきである。	生活保護受給中の債務者については、生活状況等を適切に把握し、速やかに返済計画を立て、それに基づく返還を指導していく。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保護費返還金	ク 債権回収委託の検討	意見	保健福祉部の業務が、新型コロナ発生以降多忙が重なり、債務者との接触も制限され、債権回収まで十分な手続が行えなかった面がある。 職員は、通常業務と並行して債権回収業務にあたっている。 サービサー等の債権回収業者へ回収委託することも検討すべきである。	他県の取組事例等も参考にし、サービサー等への回収委託を含めた職員の負担軽減策を検討していく。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保護費返還金	ケ 金融機関等への預貯金等の財産調査について	意見	生活保護新規申請ケースに対する生活保護法第29条調査に基づく金融機関等への預貯金等の調査について、他県では、電子データに基づき実施している事例もあるため、金融機関等への預貯金等の調査方法について、電子データによる財産調査の導入を検討すべきである。	金融機関等への預貯金調査の電子化について、令和8年度実施に向けて調整している。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保護費返還金	コ 返還金・課徴金の管理について	意見	生活保護法第63条又は第78条に基づく返還金・課徴金の管理について、他県では債権管理システムを活用して管理を行い効率化が図られている事例もある。 導入コストの経済性の面もあるが、未収債権管理システム導入の検討を行うべきである。	他県の取組事例等も参考にし、未収債権管理システム導入を含めた職員の負担軽減策について検討していく。	保健福祉課
第3章 保健福祉部	第1節 保健福祉課	1 生活保護費返還金	サ 債務者の返還金・徴収金の納付方法	意見	債務者の返還金・徴収金等について、県では健康福祉センターから納付書を送付し、指定金融機関の窓口払いにより回収を行っている。 他県では、コンビニ払いやインターネットバンキング決済を活用した支払も可能としている事例もあり、今後県でも検討すべきである。	返還金・徴収金の納付方法については、既に、Pay-easy対応の納入書を活用し、ATMやインターネットバンキング決済にも一部対応しているところであるが、今後は、他県の取組事例等も参考にし、コンビニ収納を含めた利用者の利便性向上に向けて検討していく。	保健福祉課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果（要旨）	指摘事項の措置状況及び意見の回答	所属
第3章 保健福祉部	第2節 医療政策課	2 栃木県 看護職員修 学資金	—	指摘事項	督促及び債務者の状況調査が長期間実施されて いない債権が複数存在する。	令和7年度から専門的知見を有するサービ サーへ回収業務を委託し、債権回収を実施する こととした。	医療政策課
第3章 保健福祉部	第3節 高齢対策課	2 介護福 祉士等修学 資金貸付金	—	指摘事項	督促及び債務者の状況調査が長期間実施されて いない債権が複数存在する。	債務者が死亡した事案については、連帯保証 人の所在を確認するため住所照会を行い、その 結果をもとに通知を送付した。 また、延滞者に対しても文書による催告を 実施した。 財産調査については、部全体での検討状況を 踏まえた上で、今後も有効な手法を選定し、実 施していく。	高齢対策課
第3章 保健福祉部	第5節 障害福祉課	3 共済掛 金収入	ア 債権管理に ついて	指摘事項	過年度の共済掛金納付が約10年間全く行われ ていないものがあり、債務者との接触もほとん ど無く、債務者の概況把握が不十分である。 分割等での返済交渉や滞納整理など適切な債 権管理を行うべきである。	相続人調査を行い、債務者の概況把握に努 め、適切に債権管理を行っていく。なお、債務 者1名からの時効の援用による不納欠損処理を 行い、滞納整理を進めた。	障害福祉課
第3章 保健福祉部	第6節 こども政策課	1 児童扶 養手当返納 金	ア 債務承認書 の取扱いにつ いて	意見	債務承認書の提出要請につき、健康福祉セン ターにより取扱いが異なることから県として方 針を統一することが望ましい。	督促後も納付がない債務者に対しては、債務 者ごとの資力等の状況を考慮した上で、必要に 応じて債務承認書の様式を添付した書面催促を 行うよう、取扱いを統一していく。	こども政策 課
第3章 保健福祉部	第6節 こども政策課	1 児童扶 養手当返納 金	イ 債務承認書 を受領した債 務者との折衝 について	意見	債務承認書を提出した債務者から連絡がない 場合には、健康福祉センターの担当者から折衝 を試みることを望ましい。	債務を承認した者から連絡がない場合には、 健康福祉センターの担当者が債務者への折衝を 試みることを徹底し、納付方法の相談対応等 を通じて債権の回収促進に努めていく。	こども政策 課
第3章 保健福祉部	第6節 こども政策課	1 児童扶 養手当返納 金	ウ 債務者との 折衝について	指摘事項	催告書の送付のみならず、電話、臨宅も含め た債権回収の強化が望ましい。	催告書の送付に加え、定期的な電話連絡を実 施するとともに、家庭訪問も積極的に検討する よう取扱いを統一した。	こども政策 課
第3章 保健福祉部	第6節 こども政策課	7 母子寡 婦福祉資金 貸付金	ア 債権回収委 託および納入 方法について	意見	回収方法等の検討を含めた債権回収委託先の 見直しをすることが望まれる。 また、県が発行する納入書は金融機関でのみ 利用可能であり、納入方法の選択肢拡大による 利便性向上も検討することが望ましい。	他県の取組事例等も参考にし、納入方法の拡 大など、効果的な債権回収について検討してい く。	こども政策 課
第3章 保健福祉部	第6節 こども政策課	7 母子寡 婦福祉資金 貸付金	イ 長期滞納債 権の処理につ いて	意見	債権の消滅時効が成立して事実上回収が困難 であるものや、元金は完済しているものの違約 金の返済が困難になっているものも少なく ない。 債務者の実態に即した債権回収の可能性を検 討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約 金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。	回収が著しく困難な長期滞納債権について権 利の放棄を検討するとともに、違約金の不徴収 が適当と判断される債務者について、免除手続 を進めていく。	こども政策 課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果（要旨）	指摘事項の措置状況及び意見の回答	所属
第5章 産業労働 観光部	第1節 経営支援 課	1 栃木県 新型コロナ ウイルス感 染拡大防止 営業時間短 縮協力金	ア 債権発生か ら返済まで の期間と他 の債務者か らの返済	意見	個人事業主Aの債権について、弁護士相談や電話催告、経済状況調査等を行い、完済となったが、債権発生から返済までに時間を要した。 一方、同様のケースで、協力金の取消しによる返還を求める事案が本件以外に17件発生したが、令和4年度中に完済を受けている点は評価できる。	今後は、早期かつ適切な債権回収に努めていく。	経営支援課
第5章 産業労働 観光部	第1節 経営支援 課	2 栃木県 地域企業応 援一時金及 び栃木県地 域企業事業 継続支援金	ア 架電督促の 間隔短縮	意見	債権者に対して、督促状の発送後、次の接触が約6ヶ月後であり、その後も、架電督促が1ヶ月以上開くことがあった。 督促間隔を短くし、より効果的な督促を行うことを検討すべきである。	未返済事業者への督促間隔を短くするなど、効果的な督促等による適切な債権回収に努めていく。	経営支援課
第5章 産業労働 観光部	第1節 経営支援 課	2 栃木県 地域企業応 援一時金及 び栃木県地 域企業事業 継続支援金	イ 返済方法に ついて早期合 意形成	意見	債権者に対して、督促状を発送後、架電催告を行うものの、相手が返済や経済状況を確認する資料の提示等に応じず、また、架電催告の間隔が空くこともあった。 臨戸訪問などの債権回収方法を検討し、返済方法について早期に合意をすべきである。	未返済事業者への臨戸訪問等による催告を実施し、返済の合意形成に努めるなど、早期の接触・合意形成等による適切な債権回収に努めていく。	経営支援課
第5章 産業労働 観光部	第1節 経営支援 課	2 栃木県 地域企業応 援一時金及 び栃木県地 域企業事業 継続支援金	ウ 債権回収事 業者の活用	意見	返済を要した87事業者中81事業者については完済を受けていることを踏まえ、一時金事務委託事業者の活用が有効であった。	今後とも、対費用効果等を踏まえつつ、回収事業者の効果的な活用を検討していく。	経営支援課
第5章 産業労働 観光部	第1節 経営支援 課	3 中小企 業高度化資 金貸付金	ア 経営支援の アドバイス	意見	協同組合Aに対する債権は、高度化事業の貸付先であった協同組合Aが、貸付要件対象外となったことから一括繰上償還を請求したものの、組合の資金力が乏しく一括繰上償還に応じることができなかったため収入未済が生じたものである。 貸付当初と経営環境が大きく変化していることを踏まえると、今後、専門家に事業計画の策定を依頼し的確なアドバイスを得るなどの対応が求められる。	組合への定期的なヒアリングを実施することにより組合の経営環境等の把握に努めている。組合は、高齢となった理事長の世代交代を予定しており、組合の若返りを図り償還期間の延伸の意向を示している。 必要に応じて専門家からのアドバイスを得るなどの対応を検討していく。	経営支援課
第5章 産業労働 観光部	第1節 経営支援 課	3 中小企 業高度化資 金貸付金	イ 贈与不動産 の詳細調査	意見	協同組合Bに対する高度化事業貸付は、担保物権競売による売却益、連帯保証人13名からの訴え提起前の和解による和解金を回収し、その残債権を不納欠損として処理した。過去の連帯保証人調査の結果によると、連帯保証人の1名が自己資産を妻名義に移転していた。その時点において贈与経緯をより詳細に調査すべきだった。	令和5年度に栃木県中小企業高度化等資金貸付規則を改正し、金融機関保証等を受けなければならないこととし、連帯保証人を原則不要とした。このため、今後は貸付先の協同組合が経営破綻しても、金融機関保証等に基づき債権回収を図ることができる。	経営支援課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果（要旨）	指摘事項の措置状況及び意見の回答	所属
第7章 県土整備部	第1節 河川課	1 土地占 用料、流水 占用料	ア 時効管理に ついて	指摘事項	時効を意識した管理が徹底しておらず、債務者から一部入金があるにも関わらず、時効が完成して不納欠損処理に至っている債権が散見されたため、債務確認書を得るなどして、入金や交渉ができていないにも関わらず時効が完成することを防止すべきである。	時効完成前に債務者から債務確認書を徴取することとし、時効管理を改善した。	河川課
第8章 教育委員会事務局	第1節 教育政策課	1 栃木県 高等学校等 修学資金返 還金	ア 収入未済の 回収方法見直 しについて	意見	収入未済額の高止まりの状況を変えるために、債権回収委託先の見直し、専門部署の設置等を検討することが望まれる。	令和8年度の債権回収委託先については、選定基準に効果的な回収方法等を盛り込んだ公募型プロポーザルを実施し、債権回収委託先の再選定を行うこととした。 また、令和7年度に教育委員会事務局で策定した「債権管理マニュアル」に基づき、局全体で統一的な債権管理に取り組んでいく。	教育政策課
第8章 教育委員会事務局	第1節 教育政策課	2 栃木県 地域改善対 策高等学校 等進学奨励 費	ア 貸与原簿に ついて	意見	貸与原簿の折衝記録をサンプルで4名分確認したところ、通知書・督促状等の発送、架電、自宅訪問等の実施事項及び結果が記載されていなかった。 貸与原簿に債務者との折衝を記録することは、事実関係の明確化、今後の折衝の判断材料、県担当者の円滑な引継ぎ等のために必要不可欠な作業である。折衝記録の記載漏れがないよう留意すべきである。	架電や自宅訪問など文書として残らない対応に限らず、督促状や通知等の発送状況についても、貸与原簿を確認すれば把握できるよう記録を徹底することとした。	教育政策課
第8章 教育委員会事務局	第1節 教育政策課	2 栃木県 地域改善対 策高等学校 等進学奨励 費	イ 長期滞納債 権の処理につ いて	意見	長期にわたって滞納している貸付金については、債権の消滅時効が成立して事実上回収が困難であるものや、元金は完済しているものの違約金の返済が困難になっているものも少なくない。 債務者の実態に即した債権回収の可能性を検討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。	教育委員会事務局で策定した「債権管理マニュアル」等に基づき、債務者の実態に即した債権回収に努めていく。また、同マニュアルに基づき、不納欠損処理の検討と、違約金を免除とする場合の根拠の明確化に取り組んでいく。	教育政策課
第8章 教育委員会事務局	第1節 教育政策課	2 栃木県 地域改善対 策高等学校 等進学奨励 費	ウ 延滞金の徴 収について	意見	経済的理由による修学困難者に対する貸与という同様の趣旨であるにも関わらず、栃木県高等学校等修学資金と栃木県地域改善対策高等学校等進学奨励費に係る延滞金の取扱いが異なっている。 現時点で延滞金の対応を変えることは実務的に困難であるため、今後新たな貸与制度が始まる際には、他の貸与制度と比較検討し、延滞金を免除とする場合には理由を明確にすることが望まれる。	類似する貸与制度等との比較検討を行い、相違点や共通点等を確認すると同時に、延滞金を免除とする場合の根拠や理由を明確にするよう努めていく。	教育政策課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果（要旨）	指摘事項の措置状況及び意見の回答	所属
第8章 教育委員会事務局	第2節 学校安全課	1 恩給過払い金	ア 債権回収専門部署の必要性について	意見	今回の未収債権は、扶助料の過払いによるものであり、過払い発覚後に所得確認は行われたものの、継続的な所得・財産調査は行われず、返済額も債務者との話し合いで決定されている。 本来、債務者に責任がある過払いには厳正な対応が求められるが、特殊案件に対して担当部署のみで対応するには限界があるため、債権回収についての専門部署又は特化した部署を設けることが望ましい。	恩給（扶助料）の受給者に対しては、受給権調査や住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行い、債権の発生防止に努めている。 また、債務者に対しては、定期的に訪問を行い、収入状況等を把握するとともに、毎月の返済を通じて未収債権の縮減を図っている。 さらに、令和7年度に教育委員会事務局で策定した「債権管理マニュアル」に基づき、局全体で統一的な債権管理に取り組んでいく。	学校安全課
第8章 教育委員会事務局	第3節 高校教育課	1 国家賠償法に基づく求償権	ア 債権回収専門部署の必要性について	意見	平成21年の損害賠償請求事件において県から原告に支払った賠償金について職員に求償を求めたが、服役後の本人に接触できないまま時効が到来し不納欠損となった。 稀な例であり特殊性があることから、担当部署が対応することは困難であり、債権回収の専門部署又は特化した部署を設けることが望ましい。	令和7年度に教育委員会事務局で策定した「債権管理マニュアル」に基づき、局全体で統一的な債権管理に取り組んでいく。	高校教育課
第8章 教育委員会事務局	第3節 高校教育課	2 高等学校授業料	ア 未納者を発生させない取り組みについて	意見	県立高校に在学する生徒から徴収する授業料について、高等学校等就学支援金制度の所得要件を満たしているにも関わらず、申請しなかったために徴収対象となり、未納付になってしまった債務者が多い。 同制度の申請方法や申請書の記載内容の簡略化など、債権を発生させないようにすることが望ましい。	高校授業料の無償化に伴う制度改正の状況を踏まえ、引き続き生徒・保護者等の制度理解が図られるよう適切に周知していく。	高校教育課
第8章 教育委員会事務局	第3節 高校教育課	2 高等学校授業料	イ 債務者との折衝について	意見	授業料督促記録簿を確認したところ、担当者によって督促の頻度や方法等、対応に差が生じている。 各自のノウハウを共有し、効果的な債権回収を県全体で取り組む必要がある。	今後も学校との連絡を密にしてノウハウを共有するとともに、教育委員会事務局で策定した「債権管理マニュアル」に基づき、適切な債権回収を行うよう努める。	高校教育課